

平成28年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成28年9月6日

閉 会 平成28年9月9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（9月8日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
---------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君

2 番 久 慈 省 悟 君

---

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 7番 木村 修 議員

第4 一般質問 2番 久慈省悟 議員

第5 一般質問 5番 坂本 豊 議員

午前9時35分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は5名から通告がありましたので、通告順に従って行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 小鹿重一です。よろしくお願いします。

まず、8月30日の台風10号によって、岩手、北海道では亡くなられた方もございました。また、被害に遭われました方々に対してお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、除雪車と列車の踏切衝突事故について質問をします。

これまでも一般質問等で事故の内容について報告されてきましたが、その後、新しい動き等がありましたら、お知らせ願います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） それでは、その後の経過についてお答えいたします。

7月の2日、午後4時30分ごろより、現地の踏切において、外ヶ浜警察署員、当該運転手、当時の除雪隊長、村除雪担当者により、実況見分を行うための打ち合わせと現場確認が行われております。そのときは、村所有の同じ型の重機を配置して実施しております。

7月の4日、深夜、午前1時5分より、現地踏切において、JR関係者、外ヶ浜警察署員、除雪隊長、村除雪担当の三者による実況見分が行われております。このときも村所有の同型重機を踏切内に配置し実施しております。

7月の6日、外ヶ浜警察署において、村除雪担当者が検察庁に提出する資料の裏づけ調書作成のため、参考人として当時の除雪の体制、除雪の作業環境等を説明しております。

8月10日になりますけれども、外ヶ浜警察署より青森地方検察庁のほうへ捜査資料が送付されております。以上になります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ありがとうございます。先般、JRの乗務員3名が負傷したという報告がございましたけれども、その後どうなりましたか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 軽症だということは聞いておりますけれども、その後特段の連絡は入っておりません。うちのほうには入っておりませんということで、済みませんけれどもお願いします。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 連絡が入っていないということでございますけれども、普通、治癒、完治といたしますか、すれば、示談がなされてというようなことが普通だと思いますけれども、そのようなこと、これからもちょっと確認願いたいと思います。

それから、事故処理が解決するまでには長い時間を要するわけでございますけれども、最後まで緊張感を持って事の処理に当たっていただきたいなと要望しておきます。

次に移ります。農道排水路上の木材等の撤去について質問いたします。

長科鶴蝮第2踏切の西側に、牛舎兼農機具等の格納庫があり、その建物の東側に農道排水路が通っています。この排水路の上に約100メートルにわたって木材等の大量の物が置かれています。この撤去要請に関しては、長科自治会及び蓬田村土地改良区から再三にわたって村に要望がなされてきたと聞いておりますが、当事者はいまだに応じておりません。この排水路は現在は支障なく水が流れておりますが、ごみ等が集まったときは簡単に取り除くことができない状態となって、大雨等による大水が出たときは、付近一帯は大きな被害が想定されます。住宅も整備工場も水田もあります。

このことから、当事者に行政から働きかけをして、洪水や冠水の防止のためにも、木材等の撤去をお願いしたいと思いますが、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） この排水路は、村道2-3-19号線の山側のほうに設置されており、言われたとおり約100メートルの間にご指摘の木材等が置かれています。私が建設課に来た、約2年前ですけれども、蓬田村土地改良区の長科地区の管理人の方から相談があり、土地所有者に対し水路の管理ができないので、水路の管理ができるようにしてほしい旨、口頭でお願いをしたところではありますが、現在に至っておるという状況であります。

今後はさらに土地改良区の方々とも連携をとりながら、水路の管理ができるように所

有者にお願いをしていくことしかできないのかなと考えておるのですけれども、強くお願いをしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今回の台風によって、郷沢地区の漁業者の船小屋の倒壊やビニールハウスの倒壊等、当村においても大きな被害が出ました。地球の温暖化に伴って異常気象となっています。これまで何事もなかった、安全であったところが被害に遭っています。これからはいつでもどこでも災害は起こり得るということを念頭に、事前の対策は極めて重要になってきます。そういう意味からも、当事者が撤去に応じなければ、行政による強制撤去ができないのかお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 村で強制撤去することができないかということに対してであります。あくまでも個人の私有物に対し勝手に手をつけるということは非常に難しいことだと考えております。また、ほかの事例があるかということにちょっと確認したのですけれども、そういう事例がないということですので、とにかく本人に、本人というか、その土地所有者に対して強くお願いをしていくということをしていきたいということで考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 村の管理である農道の一部を木材等が占有しているような状況でもあります。そういうことも当然問題だと思いますし、要は備えあれば憂いなしでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。終わります。

○議長（藤田修一君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

---

#### 日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎裕二の一般質問を始めたいと思います。きょうはまず防災無線、いわゆる有線放送について幾つか質問いたします。

今現在の防災無線デジタル化について、従来のアナログ無線と何がどのように違うのか。また、デジタル化に移行してどのような利点があるのか。村民にもわかりやすい説明を求めます。また、きのうの特別予算委員会でも少し触れましたが、防災無線事業は村の全域で何基あって、残り何基なのか。1基当たりどのぐらいの費用が必要なのか。

きょうは傍聴さんも見えていますので、改めてお伺いしたいと思います。また、それが何年までに完了するのか、説明を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） ただいまの質問であります。まず電波法の改正がありまして、アナログ無線が使用できなくなると。これが平成20年の8月に無線の規則が改正されてございました。最終的にアナログ無線の使用が34年の11月末で切れると。あわせてアナログ無線機の製造も24年12月までで、もう製造もなくなるということであります。

電波の資源というのは、限られていますので、それを有効的に活用するために今回改正になって、我々のほうでデジタル化をやっているわけですけれども、端的に言いますと、テレビもアナログからデジタルに変わりましたけれども、音がクリアになるとか、あと混線がなく音の質がよいというふうなことが言われていますけれども、我々としたしましては、当時のアナログ無線をそのまま引き継ぐ形でデジタル化を進めていますので、従来のアナログで進めてきたシステムの、現在はそのまま移行してデジタル化を進めているというところが現状です。

ただ、今現在、平成22年から平成32年まで進める事業であります。当初、平成22年ですね、雷が親機のほうに落ちまして、親機のほうが使えなくなったというようなことから、まず親機のほうを整備しまして、それから各地区にあります、電柱が立っていますけれども、それにはスピーカーがついています。それらの子局を順次整備するというようなことで進めてまいりました。大体事業費で当初から見ますと、約1億5,000万円ほどの事業費で、全体で追加になる部分、更新になる分、ありますけれども、約24基を今回計画、ずっと計画してきたわけであります。今後、今年度以降、平成28年以降であります。約9基ほど、32年までの間に年平均2基ずつ実施していきたいというふうに考えてございます。

1基当たりどのぐらいかかるかということでもありますけれども、使えるものは使うと、更新するものは更新する、使える器具は使うというふうなことでありますので、一概に1基当たり幾らかというようなことはちょっと言えません。今年度、28年度については需用費が1,500万円ほどありますが、28年度については2基を一応これから発注予定だというふうなことでございます。

アナログ無線から比べますと、データについては親機のほうが操作性が格段と違っていて、すぐにも対応できるというふうなメリットがございます。あわせて、外ヶ浜の分

署がありますが、そちらのほうから遠隔操作等ができますので、これまた火災等に速やかに対応できると。あるいは国からの災害情報が速やかにうちのほうのシステムのほうにデジタル化になりましたので、速やかに入るということで、それらの情報が住民の方に、すぐに対応できるというふうなメリットがございます。

以上が2つの質疑になります。よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、デジタル化にしての利点、並びにまた今後のデジタル化の工事について詳しく述べていただきましたが、平成34年までにデジタル化事業が完成、完了するというので、今現在でもデジタル化された箇所の無線設備が一向に聞こえが悪く、やませのときには全く聞き取れない状況、それが塩害によるものか、ブツブツ、ジャリジャリした状況で、途切れ途切れになっています。外へ出ても聞き取れないことが多い状況です。

そのような状態を解消するための対策なのか、スピーカーの音量を物すごく上げ過ぎて爆音となり、それがスピーカー同士干渉し合いやまびこ状態、これもまた全く聞き取れない最悪の状態になっています。

ただいまデジタル化にしているいろいろなこの利点を述べていただきましたが、全くその効果がこの状態では得られていないと。そういう意味では、住民の方からも数多く私のところにも苦情が届いています。また、住民の中には、今の有線放送は何にも当てにならないと。あんなものを聞く気もないと。何であつたらものが必要なんだべと。そういう声が上がっています。

こうした状況に対して、村はどのように対処を考えているのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 先ほどちょっと私の言い方がまずかったようです。平成23年から平成32年までの10カ年で今回、デジタル無線の計画を進めております。先ほど22年と言いました、22年については親機が雷で落ちたため緊急にやっていますので、実際は23年から32年までが今回の村のそのデジタル化事業であります。34年の11月30日と言いましたのは、アナログの無線機の使用ができなくなるというのが34年11月であります。

今のご質問でありますけれども、まだ現在、従来のアナログと、現在進めているデジタル化と混在している地区もまだあります。極端に悪い地区の子局から現在、改修を進

めていますので、あと四、五年です。32年まで一通りデジタル化を進めた段階で、またその、何ていいますか、悪いところを確かめながらやっていきたいと。現在も平成23年から、デジタル化を進めた段階から、保守点検を毎年実施いたしまして、ふぐあいの箇所については、報告書をもとに次の年から補修をしながら実際調整等をしてきたところでもあります。

今回についても、やませ等、あるいはやまびこ等で音が重なるというふうなことが言われております。これについても、そういう地区、場所がありましたら、私どもとしても、28年度も保守点検の予算をとっていますし、場合によってはすぐにも補修して、子局ごとに調整できるというふうなことでありますので、それぞれ調整する日にちによって、きょうみたいなやませの強い日、あるいは西風の日とか、いろいろ条件が違うでしょうけれども、できるだけ調整しながら保守点検と補修を兼ねながら、とりあえず32年までは進めたいと。その後、どうしてもふぐあいがあるというようなことであれば、別な方法を検討していかなきゃいけないというふうに考えます。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまいろいろな対応のことをお話しいただいたのですが、その対応も今総務課長からあったような保守点検を主に完全にデジタル化になったときにはまた調整をしていきたいという答弁があったわけですが、今現在でもそのデジタル化になっている箇所が何回もその保守点検をして調整しても、先ほど話したような状態が続いていると。一向に解決していないわけです。

そのいろいろ対応がある中でも、村には光ファイバーの回線が引かれていまして、それを利用し、毎戸に小型スピーカーを設置し、屋内、要するに部屋の中でも聞ける装置があります。また、従来の外にあるデジタル化のスピーカーに対しても、今までと同様にその光回線を使って防災無線ができるというシステムがあります。これは塩害にも全く影響なく、とてもクリアな音質で聞けるそうです。また、必要であれば、防災無線と同時に今のデジタルテレビ、薄型のテレビです、に接続し、文字放送としても発信できます。ということは、各地区に配られている回覧板とかもテレビに映し出したり、それがプリンターに接続されてあれば、印刷しプリントアウトすることもできるわけです。もう少し言えば、過ぎた回覧板でも、1週間後でも2週間後でもデータとして取り出せると、そういった利点があります。

東北のほうではこのシステムはまだ新しいもので、山形県の金山町、それから会津の



美里町などではもう既に導入して効果が得られているそうです。このシステムは無線でなく、先ほども話したように光回線、光ファイバーを利用していますので、悪天候、塩害、それから爆音によるやまびこなどの影響を大きく解消できるシステムだそうです。

ただ、デメリットとしては、導入に至っては多くの予算もかかるそうです。それで、一番の負担になるのが、毎戸で個人が月額として1,600円ほどの回線使用料が使っている間は発生するというデメリットがあるみたいです。

また、もう一方、今現在進行しているデジタル無線を利用して、個々の室内に設備を、ラジオみたいな大きさのものだそうです、それを設備して自宅で聞けると、そういうシステムがありまして、戸別受信機という名前で使われているそうです。これは全く今言いましたようにデジタル無線、無線で来ていますものを傍受して聞けますので、天候、塩害、爆音やまびこ、それには全く値しません。村内では、瀬辺地の開拓村の長谷川さん宅にこの戸別受信機が1台設置してあると聞いています。コスト的にも光回線から比べますと安価で、機器のメーカーにもよりますが、デジタル戸別受信機が1台3万円前後で購入できるそうです。

蓬田村では約1,000所帯、ざっと計算して3,000万円ほどで導入できる計算になります。ということは、先ほど1基当たり正確な金額が今のデジタル無線の工事でははっきり言えないと言いましたが、ざっと計算しますと1台400万円前後します。それをあと9基ということは3,800万円かかるわけですね。それが32年までに完了しますと、一番先にデジタル化した外のスピーカーなり、その設備がまただめになって、また一からやり直しです。もうずっと半永久的にそのお金が費やされることになるわけです。

ですから、ただいま言いました戸別受信機というのは、室内の中に置けるもので、電池さえ切らさなければ、いつでも聞けると。また、非常時のときには、普段は音量を自分の耳に合わせた静かな音量にしても、非常時のときには勝手に最大音量になって聞こえると、そういったいいシステムだと聞いています。ちなみにそのシステムは、青森県内ではむつ市、それから鱒ヶ沢でも全て、毎戸に設備して導入しているそうなので、これも視察とか望むものであれば可能なことだと思います。

いずれにしても、今の状態の防災無線では住民に対して的確な重要な情報を伝えることがかなり困難な状況です。この間の台風10号に至っても、全く何を言っても聞こえない状態、そういうことになっていますので、ぜひそういったいろいろな設備を追加して対応すると、そういった考えはございますか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この光ファイバーを使う施設というのについては、私はちょっと認識しておりませんでしたけれども、後者のほうの戸別受信機というものの設置というのは、これは私も選挙公約の中に取り上げたものの1つでございます。これをやるというにしても、大体6,000万円から7,000万円の事業費がかかるというふうに試算されています。

現在、子局、要するに外にある外部スピーカーの設置ということで、これをデジタル化で進めているわけでございますけれども、この外にあるスピーカーが不要になるのかということになると、これもまた外で働いている方とかございますので、戸別の、うちの中に置くだけでは、これは不備だということになりますので、こちらのほうを先に整備してしまわないといけないだろうというふうには思っています。

現在8基、残りの9基でしたか、残っていますけれども、できるだけ早くこれも整備しながら、できれば私は戸別、戸別というのは1戸、2戸の戸別ですけれども、受信機をつけてこの解消を図りたい。これは今出た問題じゃなくて、もう線が入っている有線の時代からの問題でございますので、できればこれを何とかしたいというのが私の希望でございます。

ただ、それは私の公約に掲げた問題でもありますけれども、いつやるかということになると、そういう財源の問題、それから維持管理費の問題、それらもろもろを出してきて検討していきたいと思っています。一番近いところでは何ですか、平内でやっているということで、一応情報は得ております。

今すぐできるという事業ではございませんので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） なるべく早い時期の検討をお願いしたいと思います。

次に、防災計画についてお伺いします。

昨年、一般質問で村の防災計画見直しを28年度中に取りまとめ、住民にその内容を示したいと答弁があったが、その防災計画は完成したのでしょうか。また、なぜここまで長引いているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 現在、28年度中には完成したいということで、準備等を進め

ております。

なぜ延び延びになっているかというようなことではありますが、平成16年から一部見直しをかけるというようなことでずっと進めてきたわけですが、結果的に12年ぐらい、11年ちょっとぐらいは見直しをかけていないというようなことでもあります。平成16年からこの間ずっと国の法律が改正になって、大分防災計画の中身も変わっているようでもありますので、今回ぜひとも、前の議会でもありましたけれども、28年度中にはぜひとも完成させたいということで、今回の補正予算にも一部委託費等を載せて取り組みたいというようなことで載せてあります。

今回の台風10号の関係もありますが、総務省のほうで地域防災計画についてもまた再度さらに踏み込んだ形で今回、二、三日前ですか、総務省、総務大臣の答弁がありましたけれども、地域防災計画ももっと踏み込んで見直しをかけていかないと、このような大災害には対応できないというようなことも言われているようでございますので、それも踏まえて今回改めて防災計画の見直しをかけたいというように考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） なるべく早い時期、早い段階での的確な防災計画の見直しを作成していただきたいと思えます。

その次に、その防災計画に伴い、村の防災訓練が平成26年度に土砂災害を想定し訓練実施をしたと記憶しています。そして、27年度には、私の一般質問の中で防災訓練をどうするのか、27年度はどうするのかという質問に対して、年度中には実施したいという答弁があったにもかかわらず、残念ながら実施されませんでした。

そこで、ことし28年度は防災訓練を行うのでしょうか。先日も台風10号が直撃、通過して、蓬田村内では民家8軒、船小屋20軒など、かなりの被害があったばかりです。また、岩手県の岩泉町の災害、北海道の災害を見てもわかるように、今までは予測し得なかった地域、考えられないまでの大きな被害が多発し、多くのけが人、死亡者が出ています。やはりこれは普段からの訓練が不可欠だと感じています。実際、今回の台風でもわかるように、蓬田村でも避難所の開設はあったものの、早い段階での避難準備情報等の呼びかけがなされなかったことも事実です。

また、さかのぼりますと5年前の東日本大震災のときには、避難所に集まった住民の食事を全域で停電であるにもかかわらず、仕出し業者におにぎりを注文し断られたと、

常識的にも考えられないことが行われたわけです。そうした混乱を招かないためにも、村には赤十字協力隊とかの団体もありますので、そういった団体と連携して、非常時防災用の大型ガス調理器で炊き出し訓練、また給水車の活用訓練、そういったものを交えた訓練が必要です。

蓬田村では1年に1回の防災訓練を実施し、村民の生命、財産を守る必要があると思います。ことしも残すところ9月、10月、11月の時期を逃すと冬の時期になりまして、訓練がかなり困難な状況になります。2年連続で防災訓練を行わない、このことは不安が募るばかりです。そういったことから、ことしの防災訓練をどうするのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 確かに議員おっしゃるとおり、平成26年度に土砂災害、9月が土砂災害の月間になっている関係上、26年度に実施したところでありまして、27年及びことし28年については、今のところ実施する予定はありません。

ただ、28年の3月までに各自治会にお願いしてありました自主防災組織等の立ち上げがあらかた組織化されようとしているところでもありますので、今後、地域防災計画の中にもその各地区の防災のあり方を含めて、自主防災組織を使った、その各地域での防災のあり方とか、それらは全部地域防災計画の中に盛り込み、議員おっしゃったように、避難場所等についても、あるいは避難された方の食事等の関係についても、例えば民間の業者等を事前に災害を前提とした協力契約をしていただくとか、あるいは建設会社当も含めた形でまた災害復旧に対する協力を仰ぐための、その協力契約か、それをしていただくように、今回、今年度中に計画しております地域防災計画の中で網羅して、できれば29年度以降、そろえば、どういう形であれ、村が主体で避難訓練等を実施する方向で検討していきたいというように考えます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 27年度、28年度ともに防災計画の考えはないと、実施できないという答弁で、非常に残念であります。また、災害はいつ来るのか、待ってくれないので、できない、ことしはできないでなくて、何とかしなければいけないという方向で進めていただきたいと思うところです。

また、この間の10号のときにも、村民自体にいろいろな避難広告、要するに先ほども言いました、避難準備情報、その次に避難勧告、その次に避難指示、これの強制力の段

階、強さの段階を知らない村民が相当数います。避難準備情報とは何なのか、避難勧告は何なのか、避難指示はどのぐらいのものなのか、そういったものをしっかりと村民に認知していただかなければ、せっかく先ほども話したような有線で指示しても、これは避難しなくてもいいんだべか、これは確実に避難してくださいよということなんだよとか、そこでもう迷っちゃうと、本当に命にかかわることになりますので、訓練が難しいのであれば、何かの回覧板でも何でもいいですので、この3つの情報をしっかりと村民に理解していただくような方法をとっていただきたいと。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

---

---

日程第3 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、7番木村 修君の質問を許します。木村 修君。

○7番（木村 修君） おはようございます。7番の木村です。今回の台風10号では、村内でもかなりの被害を受けました。被災者の方に心からお見舞い申し上げる次第でございます。

それでは、きょうは通告順に従って、4点についてお聞きいたします。

初めに、1番目の観光施設の整備について伺います。

ことし3月、北海道新幹線が開業され、今別町を初めとする近隣市町村がさまざまな集客活動を展開しております。我が蓬田村でも、まち・ひと・しごと創生の総合戦略では、観光部門において、電気自動車スタンドの設置や、トマトやホタテなどの食による村おこし、牧場の有効活用や登山道、そして遊歩道などの環境整備、あるいはネットを活用した情報の発信や、特産品の販路拡大などなど、数々の施策が提案されております。

第3次蓬田村総合計画もことし5年目で、ちょうど前期を終える年でもあります。村長は平成27年度、そして今年度28年度の施政方針の中で、産業振興策の1つとして、観光関連施設の整備を挙げておりますが、今後のより具体的な計画、あるいは構想等について見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今木村議員のおっしゃったとおりでございます。地方創生ということで、まち・ひと・しごと戦略計画を、これを策定したわけでございます。その計画というのは、人口減少対策を何とかして進めたい、人口減少を食い止めたいという計

画でございます。

その作業の中で、平成28年の第1回の議会が開かれまして、その施政方針の中の一部でございます、地方創生事業を進めると同時に、今後とも玉松台周辺、玉松海水浴場、それから村営牧場等を基点として観光施設の整備を進めたいということを申し上げました。具体的な整備計画をそのときに持っているということではございません。現在もそれについてはまだ未着手でございます。

このことに関しましては、以前にも申し上げていますが、北海道新幹線が開通しまして、観光客の入れ込み数がふえるということを想定した場合、私たちの村がどのくらいの観光客を受け入れることができるかということと考えますと、現時点では民間の観光客の受け入れ施設、民間です、の施設は一部バイパスにあるところ以外はないわけでございます。あとは食堂の小さなところがございますけれども、それも大きな観光客には対応できないということと考えますと、私たち村が所有、あるいは管理している施設、これらの有効活用をして、これを受け入れるような体制を整備するという方向が必要だというふうに考えております。さらには、そこで滞在する観光客に対して、村の観光資源というものをもっと整備してやらなければ、観光客をそこに置くことができないというふうにも考えています。

もう少し具体的に申し上げますと、玉松台の周辺整備につきましては、現在鉄道・運輸機構、北海道新幹線を建設する機関でございますけれども、ここに土地を貸してございます。この土地にはまだ重機がありまして、この土地の返還については今年度まで貸してくださいということで契約をしております。この土地がかなり大きな面積でございますので、これらの整備とともに、玉松台のいわゆる玉松台に入るための道路とか、あるいは駐車場とか、そういったものを一括して整備計画をしなければいけないだろうというふうに考えておるところであります。

また、玉松海岸につきましては、トンボロ現象ということで、離岸堤と陸が砂でくっついてしまいました。これに伴って海水浴場としての機能がかなり制約されております。環境衛生上もおいがすとかということで、問題が出ています。この海浜の活用をどのようにすればいいのか、離岸堤を壊すことも考えられますけれども、これは国との関係があつてかなり難しいだろうということを考えれば、海浜の現在の活用方法と、あるいはその背後にある海の情報館やマルシェの活用、これらを全体的にして考えて整備を進めなければならないだろうと思っております。

また、村営牧場につきましては、放牧頭数もかなり少なく、装置の維持管理が難しくなっているという現状にあります。風光明媚な場所でございますので、放牧場だけではなくて、農業振興や、あるいは観光施設の活用、これらを考えていかなければならないのでございますけれども、農業振興地域内にあるということから、この制約がかなり負担となってございます。これらを何とか克服しながら、村の活性化につなげるようにするという考えでございまして、その意味で冒頭の施政方針の言葉となったわけでありませう。

しかしながら、やるというふうに例えば決めたとしても、1つは村の職員体制、職員の人数の問題がございませう。それから、限られた財源、財政措置の問題がありまして、これらについて限界があるわけでございます。それぞれの施設につきまして、今後基本構想を立てて、構想をまず立てて、そしてどのくらいの規模でどのようなお金がかかるのかということを実面的に進めていくことが必要であろうかと思っております。

長い時間といたしましても、10年も15年もということではありませうけれども、ここ二、三年でそういったことを進めていかなければならないのではないかと。東京オリンピックが2020年ですか、にございませうので、何とかそういったものに合わせた形で村づくりを進めないといけないうふうな思っている次第でございませう。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 私今、聞き漏らしたのか、ちょっとわからなくなりましたけれども、我が蓬田村には、観光客や、あるいは村への来客があっても、宿泊所が全くないわけでありませう。その宿泊所についてどのような見解を持っているのか、再度お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今の宿泊所という言葉は私、説明はしておりませう。ただ、観光客の受け入れという形で私は説明しておりますけれども、その中にそういう宿泊施設をつけるかどうかということについては、今後の課題になろうかと思っております。ただ、その玉松台周辺の整備を図るとき、温泉等を基点としてそういったことも考えなければいけないうのではないかとこのうふうには、具体的にどうする、こうするということはいませうけれども、考えなければいけないう施設の1つであろうと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） もう1点、かねてから話になってきたわけでありませけれども、地方創生でいろんな予算もついております。食による村おこしということでありませけれども、新たな特産品の開発や販売というふうなことを考えた場合、6次産業化の推進という事業がとても重要で、かつ有効に思われると思います。この6次産業化の推進事業についてどのように感じているのか、所見を伺いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 現在行っていますトマトブランド化事業、それからいわゆるそのトマトを加工した農商工連携による製品の開発、これらを1つ見ましても、非常に難しいというのは、生産者がこれをやるというのがまず不可能に近い。生産するだけで労働時間がもう限られてしまいますし、いわゆる資金的な問題も出てきます。そうすると、別の機関でやらなきゃいけない。あるいは民間の企業が実際はこれを立ち上げていただければいいのですが、6次産業化する場合においては、その収益がないと民間企業というのは手をつけませせん。こういう私どものように蓬田村という狭い地域の中で特産品をつくるということは、かなり難しい事業の1つだということで私は痛感しています。それを着手するのは実際誰がやればいいのかということが一番の問題なわけで、そこにそういう人材が準備できるかということが、私は1つの焦点であろうと思います。人材ということは、私がやりますという人間がその地域の中にいるか、いないかというところが大きなポイントだと私は思っています。

したがいまして、私たち公が民間事業に参入するということの難しさというのは、かなりのものがあるということを実感させられているところでございますので、6次産業化に当たってはかなり慎重に行うのがよいだろうというふうに思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、2番目の村道の整備についてお伺いたします。

蓬田村村営牧場へ行く道路は、ホタテの残渣処理施設を経由していく道路と、そして従来からの瀬辺地地区から行く道路の2本あります。従来からのため池に面した道路は、地区住民の作業道路でもあります。今倒木で道幅が狭くなったり、あるいは沿道の木の枝が道路内に侵入し伸びてきている箇所が数多く見受けられます。適切な道路管理を求めわけありますが、担当者の見解をお伺いたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 議員おっしゃられるように、道路のパトロールをさらに徹底



し、通行に支障がないように道路管理を強化して、これからもいきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） かなり以前から杉の木が倒木して道路の幅を狭めております。あの木はもう既に撤去したのかどうか、伺いたいと思います。

もう1点、ずっと道路を上ってきますと、道路にチェーンが張られています。牧場の入り口です。自動車、大きな車でありますと、そこで回転することもままならないわけです。あの道路を真っすぐ直進して牧場の広場へ行けば、海岸線を一望でき非常に景色もよく、そしてまたあそこで一休みして過ごすことができると思います。ただ、その入り口の前に道路に横断のチェーンが張られているわけです。今牛の放牧も数少なく、牛舎の施設もほとんど人が行かない状態です。あのチェーンを取り除いて景色を見るのに山に登った人たちが、牧場の広場で少し休んだりすることができるようにしていただきたいなというふうに思うわけですが、その点について担当者に答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 杉の倒木の件についてでありますけれども、現在は撤去されており、瀬辺地側と郷沢側、車で通ることは可能になっております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 牧場の入り口には門扉がついております。門扉には鍵をかけておりますけれども、現在、確かに使われておりませんが、結構側道、わきがあいっているのですけれども、そこから中に入ったりしている方がおります。先般もちょっと牧場に置いてある物がなくなったとかありまして、現在は牧場については関係者以外は立ち入り禁止で当面いきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） できれば、道路をずっと上って行っていきなりチェーンがあるわけで、知らない人はびっくりするかと思います。せめて広場へ車で進入できるような体制はとれないものかなと、そういうふうに感じます。

そして、また道路については、村内の主要道路の定期的な、そして適正な管理をしていただきますように、よろしく願いいたします。

次に、3番目の逆流防止板の設置についてお伺いいたします。

役場庁舎の横を流れる阿弥陀川であります。下流域に数カ所、生活排水口が整備されております。そのうち役場、ちょうど西側にあるその部分ですけれども、西側にある1カ所と、すぐその上流にある1カ所は、この大雨などで川の水位がよく上昇します。そうすると、その低地になっている一帯がその排水口から川の水が逆流して冠水してしまいます。排水口の出口に逆流防止のためのふた等の装置を設備できないものかと感じております。担当者の答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） ご指摘の阿弥陀川下流域は県管理の2級河川となっており、護岸工事等も県が行ってきております。大雨で川の水位の上昇により逆流し、低地等が冠水するということですので、県にその旨要望をしていきたいと思っております。また、逆流防止のふた等、どういう工法で浸水を防ぐことが可能なのか、これもあわせて県のほうと協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） よろしく取り計らってくださいますよう、よろしく申し上げます。

次に、4番目のアシストアグリビジネス事業について伺います。

この事業は昨年、多額の赤字を出してしまい、現在、議会の調査委員会で調査中なわけではありますが、アシストでは新しい担当者を入れてこの計画の見直しを図りながら事業を継続していきたいというふうに聞いております。この今後の事業計画や、あるいは財政計画をどのように考えているのか、見解を伺いたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） よもぎたアシスト株式会社につきましては、村長イコール社長ということで、この会社の運営を進めているわけでございますけれども、平成27年度の決算におきまして、農業ビジネス、アグリビジネス事業部門で多額の赤字を出したということは、非常勤の社長ではございますけれども、社長の管理監督不足ということで反省をしております。

また、これに関しまして議員がおっしゃいましたように、村議会が特別委員会を設置して調査しているということでございますので、これらに関して詳細については当委員会を通じて明らかにしていただきたいと思いますと思っております。

さて、ご質問の件につきましては、事業を開始しました昨年度は、事業計画に従って

初期投資を行ってきました。一応私の評価ではブランド化に向けた成果があったと評価はいたしますけれども、大幅な赤字を計上したということで、事業を継続すべきか、あるいは撤退すべきかということの判断を迫られたものでした。しかしながら、取締役会でもお話しして進めさせていただきましてけれども、投資した資産を全く無駄にすることができない、あるいは匠の会とか、そういう組織をつくっておきまして、これらのものについて、つくった翌年に解散ということになると、これらの運営というのが非常に難しくなる。もう一つは、大きな目的であります地方創生事業としてのトマトのブランド化、これを諦めるということは少し短絡的であろうということで、平成28年度においても事業を継続させてくださいということで了解を得ました。

今ご指摘のとおり、担当職員を変えて実施しておりますけれども、事業の当初、2月、3月時点で事業計画を立てさせたわけがございますけれども、その見直し、あるいは事業予算の精査、これらを実施して、今終わって、それに従って実施しているというところでございます。

トマトの販売というか、収入規模でだけ申し上げますが、当初1,500万円というふうな計画をしてございましたけれども、現在では約150万円ほど下げて1,330万円程度というふうな計画を見直しして、支出項目も見直しし、あるいは取り扱うトマトの種類につきましても見直しをして、これを進めているところでございます。

まだ計画がどういうふうになっているか、8月が一番ピーク、7月がうまく、気候の関係で入荷できなかった部分がたくさんありまして、8月の実績が今最終でやられているところでございますので、それを見ながら計画どおりに進んでいるかどうかをチェックできるものというふうには思っています。それが大体9月の中旬ぐらいになるだろうということで担当から伺ってございます。計画どおりに進めれば、これは計画でございますので、当然黒字化、あるいはとんとんという形で進めているところでございます。また、よもぎたアシスト株式会社全体としての損益につきましても、計画では、黒字を目指して計画を進めているところでございます。

いずれにしても、9月の中間決算というもので大体その計画どおりに進められるかどうか、これが出ると思います。大体9月の中旬以降、この9月の中間決算が出されますので、少し時間がかかるというふうには思っています。当面、一番懸案事項でございますのは去年の赤字部分をどうやって資金繰りするかということ、どのくらい現在黒字が出るのかということ、ここが一番の焦点だと思っております。

質問の趣旨に沿ったかどうかわかりませんが、大体事業計画、財政計画はそのようにしてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この事業は、非常に地方創生の一環としてウエートが大きく置かれた、非常に将来的にも有望な、うまく推進しますというものは、この事業ではないのかなと私は感じております。しっかりと計画の見直し等を図りながら事業を順調に推進していただきますように願っております。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、7番木村 修君の質問を終わります。

---

---

#### 日程第4 一般質問 2番 久慈省悟議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、2番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） おはようございます。住民の皆さんもご苦労さまです。

通告をしておりました一般質問のとおり、次第に沿って進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

初めに、介護サービス事業の種類についてということでございます。介護サービスにはいろいろあると思いますが、どんな種類があるのか、お聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 私から介護サービス事業の種類についてお答えさせていただきます。

介護サービスには、在宅サービスと施設サービス、そして介護予防サービスと地域密着型サービスがございます。

在宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、それから通所介護がございます。

そして、施設サービスには、介護老人福祉施設への入所、介護老人保健施設への入所、介護療養型医療施設への入所として、その施設でサービスを受けることができます。また、介護予防サービスには、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防居宅療養管理指導、そして介護予防通所介護がございます。

最後に、地域密着型サービスには、認知症対応型通所介護、そして認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、こちらのほうに入所して、そして

施設でサービスを受けるということができます。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 今課長のほうから詳しく4つの事業の内容がご報告されました。

私がここで質問の中で問いたいのは、さらに我が村で住民としている、そういう方の中にも、重度の視覚障害、身体的障害、知的障害、さらには精神的障害と、そして難病に罹患している住民の方々がいらっしゃいます。そういう方々がこの村で安全に日々を過ごしていくためには、今の課長がおっしゃった介護サービス事業の内容の中では、事業を受けることができないわけです。それで、今申し上げた重度の障害とか難病に罹患している、そこまでのこういう方々が安全に暮らすためにどのような事業を加えていかなければいけないのか。私はこれは必要だなと思い、今回質問させていただくことになりました。

課長にお伺いしますが、今私は申し上げた方々が安全に暮らしていくためには、どのような、さらには介護サービス事業を追加していく必要があると考えるか、お聞きします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 今議員がおっしゃいました重度の視覚障害、身体的な障害、知的障害、難病に罹患している方々が、我が村で安全に生活するために事業を進めるべきか、家族の負担を軽減するためというあれなのですけれども、蓬田村の障害者福祉サービスには、大きく分けて自立支援給付事業と地域生活支援事業があります。

自立支援給付事業の中には17項目あります。まず1つ目、居宅介護。2つ目、重度訪問介護。3つ目、同行援護。4つ目、行動援護。5つ目、療養介護。6つ目、生活介護。7つ目、短期入所。8つ目、重度障害者等包括支援。9つ目、共同生活介護。10個目、施設入所支援。11、自立訓練、これは機能訓練であります。12、自立訓練、これは生活訓練であります。次、13、宿泊型自立訓練。14、就労移行支援。15、就労継続支援A型。16、就労継続支援B型。17、共同生活援助。

また、次に地域生活支援事業の中身であります。1、理解促進研修啓発事業。2、自発的活動支援事業。3、相談支援事業。4、成年後見制度利用支援事業。5、成年後見制度法人後見支援事業。6、意思疎通支援事業。7、日常生活用具給付等事業。8、手話奉仕員養成研修事業。9、移動支援事業。10、地域活動支援センター。以上の10項目が地域活動支援事業の中身であります。

現在、蓬田村で主に使われている事業が、自立支援給付事業の中では居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、就労継続支援A型・B型、共同生活援助。地域生活支援事業の主に使われている部分が、相談支援事業と意思疎通支援事業、日常生活用具給付等の事業であります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 今課長から答弁された内容は、現在我が村のそういう障害者のための内容項目を説明しただけで、私がお聞きしたのは、視覚障害、身体的障害、知的障害、精神障害、そして難病に罹患している人たちが安全に暮らすための、今課長が答弁された内容のほかに、さらにはどういうものをつけ足していかなければいけないのかということをお伺いしたわけでした、内容の報告を伺ったわけではないのですけれども。村長に、済みません、ご答弁願いたいと思います。

さらにはつけ足すと、発達障害のそういう診断を受けた、そういう住民の方々もいらっしゃるどうかはわかりませんが、もしいらっしゃるとなれば、やはりそういう人たちが今後この村で安全・安心ということを目標に住んでいただくというふうになれば、現在の福祉という、大きく福祉ということで皆さん考えてしまいますけれども、介護サービスの事業の中に、私は何か1つ足りないものがある。青森市で大きな規模の自治体であれば、さらに何かあるはずですが。我が村では規模が小さいために予算執行できないとか、そういう理由があるならそれは少し変だと。小さいながらも公である以上は、そういう人たちがきちんと安心して暮らせる、そういう自治体を目指すべきだと、私はそう思って質問するわけですが、村長には家族の負担を軽減するために介護サービスの事業の中に加えていただきたいというのは、外出介護サービスという事業があります。ぜひその辺のあたりも村長には念頭に入れて答弁を願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） ただいまの質問の答弁を聞いて、課長からの答弁を聞いていながら、具体的事例というのは私はちょっと頭に浮かばないものですから、1つはやはりその介護サービスということは制度上、65歳以上の方が受ける、あるいは身体的に障害があれば40歳以上ですか、でも特別受けられるという介護サービスというものと、あるいは社会福祉の段階での障害者のサービスというのと、何かこう、私は話を聞いていて混じっているように私は思います。

一般的に、介護サービスということになれば、いわゆる介護保険事業の中で適用になる事業ということで、さきに住民課長から説明いただいたと。障害者のサービスということになれば、いわゆる健康福祉課で持っている障害福祉のサービスということでわけないといけないと。

今ご質問ございましたけれども、外出介護サービスという事業、これがどこの分類に入っているのかは、この場では私ちょっとわかりませんが、具体的にどのようなサービスを提供するのか、私はちょっと思い出せません。ただ、障害者の、質問の中から私が酌み取った内容で話をしますが、障害福祉サービスということで考えるのであれば、やはり障害福祉サービスはうちのほうでもいわゆる旧中央公民館を使いながら、ああいう作業所を設置したりしておりますけれども、そういったものというのは民間NPO法人とか、あるいは県の障害者の施設であるとか、そういったものを基本的に使用するよう多分制度が組まれていると思います。

それ以外のものを例えば市町村がやる場合は、全く単独でやらなければいけない。そうしますと、施設、職員、結局それに伴う財源ということが問題になりますので、例えば1人の方に職員1人をつけるということは非常に非効率な事業の展開で、例えばそれは青森市のどこかの作業所に行ってくださいと、そのために例えば行政が何かこういったものを手伝ってくださいというふうに、もう少し具体的に内容を出してくれないと、非常に判断のしにくい質問だというふうに私は思いました。

ただ、障害者福祉についても、いわゆる老人の介護サービスにつきましても、行政としてはできることはやりたいというふうには思いますので、前向きには回答したいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 私も例を挙げて質問すれば一番わかりやすく伝わったのではないかと、今村長の答弁を聞きながらそう思っております。ですから、質問を終えたこの場を外れた場合においても、きちんと課長のほうにも説明をしながら、必要な事業を執行していただけるよう伝えていきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。2番、アシスト株式会社の800万円借り入れについてでございます。

1番目に、6月議会において、私は村長に隠そうとしたのかということをお聞きしましたが、村長からは、事業実績をまとめるのに4月まで費やしたという答えが返ってき

ました。ほかの議員には、運用資金だから説明は要らない、そう考えたと伝えております。1,700万円というのは、役場からアシスト株式会社に支払われる委託料であります。委託料ですから、アシストの社内に入れば、当然アシストのお金になります。しかしながら、1,700万円の使途というのは、つまり使い道は温泉、物産館マルシェ、野球場です。これは何年も前から委託料を払ってきまして、誰もがそのように認識していることと思います。したがって、私はほかの事業に使えるような性質の金ではない、これははっきりしているのではないのでしょうか。このように思います。

しかしながら、6月議会においては、村長からは流用しましたと、違法ではないと、このような答弁が返ってきましたが、私は法律家ではありませんから、法律のどの部分に抵触するとかは申し上げることはできません。しかしながら、先ほど申し上げたように、ほかに使用できない性質のお金だということは間違いではないのではないのでしょうか。標準レベルの視点から考えた場合でも、皆さん、十人十色で考え方が違うように、私は標準レベルで考えても、やはりほかに回せる金ではない、このように判断いたします。民間企業の代表が資金不足を考え、債務行為に及ぶのは勝手でございますが、アシストというのは村の企業です。我々今回、この件において特別調査委員会を立ち上げましたが、議会とは何なのか、村長に答弁を求めるところでございます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 6月の8日の一般質問、広報等にかかれてございます。相当繰り返しの答弁をするということにはなるかもしれませんが、ご承知のとおり、村長が社長ということで、よもぎたアシスト株式会社は運営されているわけですが、そのほかにも株式会社蓬田紳装という会社も、これも充て職みたいなものですが、社長を務めています。どちらの会社もこれまでに何回もこの短期借入金を使用しています。私実際に平成25年11月に就任した時点でも、株式会社蓬田紳装でも短期資金を導入して運営しておりました。実際、担当の者には、よもぎたアシスト株式会社の場合も、担当の者にも調査をさせましたところは、平成24年2月でもやはり同じような資金を注入して事業を運営しているということが実態でございます。

その場合、社長としての、社長が個人としての資格で連帯保証をしているということでございます。一応私としては、そういう事例もあるということも言われて、さらには伺いますと、違法性はないということでございます。これまでにやはりその短期、何回も繰り返し使用しているわけでございますけれども、短期借入金、いわゆる1年以内の



その借入金については、村の議会に対して協議をしているという例はないというふうに思っております。この短期借入金の借り入れについて、村議会の同意あるいは協議あるいは報告、こういったものが必要かという法令の根拠も、私も大分探してみましたけれども、これは確認できませんでした。あとは弁護士さんに聞いてみて、そういう根拠があるのかということを知りたいというふうに思っております。もしこれが違法だということが、もしわかっているのであれば、私としてはぜひ教えていただきたいというふうに思っている次第でございます。

議会と長とは二元代表制ということで、お互いその監視機能とか、さまざまありますので、百条委員会、調査特別委員会に対しても、私は協力して行って、その中身についてやるつもりですが、資金繰りというのは、いかにいい事業をやっても、お金がなければ事業が回らなくなります。これは何の事業をやっても同じであります。資金繰りはその赤字を補填するためのものではありません。その会社を運営するための資金ということでございます。それが不足した場合に、どこからどこまでこのために借りるとというのが資金繰りでございまして、それが今回の短期借入金であるということをご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 済みません、議長、今これからしゃべるのをちょっとカウントしてもらいたくはないのですが、というのは……。

○議長（藤田修一君） ちょっとお待ちください。そうすれば暫時休憩しますか。

○2番（久慈省悟君） 少し休憩してもらえますか。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時04分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 二元代表制ということで、村長からは今回答がありましたけれども、まさにそのとおりでして、やはり私たちは議決権だけではなく、村がどのような状況の中で何をしているのかというのもしっかりと監視していかなければならない、こういう立場もあるわけです。そういう中で、このたびのような事態を引き起こしたというこ

とは、やはりそれに対して何も問わないということは、この村に議員は要らなくなる、私はそう思っております。私だけが議員なわけではございませんので、ほかの議員の皆さんは別な考えかも知れません。しかしながら、やはりきちんと形を持っていくことによって、議員という立場もこの場において活動できるわけですし、特別委員会で提出されたアシストの役員の議会議事録を見ました。800万円借り入れたことに対して役員の方から、議事録の中では少し、少しというよりも怒られているわけですね。この事業を起こすには、今のスタッフでは力量不足ですから、ほかから連れてくる、私たちに村長は当時説明をしました。最終的に責任は私にありますというようなこともおっしゃっていましたが、そういう中で1人の議員が、トマト事業は自分の農家の仕事だから、朝早くから夜遅くまでやるんだと、アルバイトを使ってできるような簡単な事業ではないと反論したわけですね。それに対して、もう1人の議員からも、私もそう思う。しかしながら、やはり村長としては赤字という部分を何とかしなければならない、そういうことから踏み切ったわけです。私もまた、何にでもまた反対していてもだめだと、そう思ってきちんと予算をつけるときには、計上されたときには反対せずにきちんと賛成しております。

しかし、やはり新しい、新事業を開設した村長が、建設的な計画及び内容をチェックし切れなかったというのは否めないところだと。ぎりぎりになって専務からお金が足りない、不足している、そういう報告を受けて、役員会議を開く暇もなかった。それはやはりただの言いわけでして、自分が事業を進めるということの中においては、専務及び当時の担当者ときちんと周到な計画を立てて、それに向かっていかなければこういう事態が生じたということは、やはり言える、私はそう思います。

ですから、事業の内容というものも、村長は私のパソコンではチェックすることができない。そのように申し上げていましたが、しようと思えば、アシストに行ってできるわけですね。やはり人のせいにしないで、自分が事業を開設したわけですから、人のせいにしないで自分でやはりきちんと自分自身を認め、そして住民には頭を下げると、こういう姿勢が必要なわけで、先ほど木村議員にも、私もこういう事態が生じて非常に反省している、私は初めて村長から反省という言葉聞いたわけですが、今後さらに進めていくのに、木村議員と同じ質問になってしまいますが、きちんとした事業計画が現在進行していると思うのですが、同じことを聞いてもいけませんので、私はこれで終わりたいと思いますが、成功するよう静観していきたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 以上で、2番久慈省悟君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

---

日程第5 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第5、5番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず、最初にバイパスの防雪柵の件について質問をいたします。前回の6月議会でも同じ質問をいたしました。これから9月に入りますと稲刈りの時期になります。そうしますと、農家のお手伝いとしてふなれな人たちがお手伝いに来るとということが考えられます。今県では防雪柵の撤去が完全収納されていない状態が続いています。最初は柵がそのまま残った状態でしたが、撤去を申し入れたところ、その羽根の部分だけを取り除いて、今現在は柱がそのまま残っている状態が続いているわけです。

そうしますと、遠くから見ますと、あの柱も壁のようになって非常に見通しが悪くなります。農道からバイパスを横断する車もそうですが、バイパスを走っている車も急に軽トラックなどが飛び出してくる可能性もあって、冷や冷やものという感じがしないわけではないわけです。

県に対して再三にわたってこの柱も完全収納するよう、担当者を通じて申し入れをお願いをしてきたところでありますが、その後この問題について検討・協議をしたのか、また要請をしたのかどうかについて、最初にお聞きをいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 県に要請したのかということについてでありますけれども、6月議会以降、村のほう、県のほうにも、ここを下げてくださいというような、結局要望等がないということで、要望しておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 私、議会で要望してくださいと頼んだのですから、きちっとやってもらわないと困ると思います。あと、事故が起きたら大変なことになるわけです。当

然事故が起きれば運転手の全責任になるわけです。しかし、県としては安全な道路を提供するという義務があって、危険なところは取り除くというのが当然であります。豪雪のときなどは交差点に雪だまりがあって見通しが非常に悪くなる場合もあります。特に青森市など町では、除雪車の雪で道路に出る際に見通しが悪くて非常に危険だと。そして、子供たちの朝夕の通学も非常に危険だということで、父兄の人たちが雪の塊をほぐしたりするということもあるわけですが、この防雪柵の柱を私たちが取り除くとか、そういうことは全くできないわけです。とにかく国や県に対して強く要望しないと、だんだんエスカレートして毎年同じようなことが繰り返されるようになるわけです。

私は前に五所川原地区の通称こめ米ロードを走ってみますと、完全に収納されています。ですから、県が全部、全てそういうのを、その道路が県の管轄かどうかわかりませんが、全て収納されていないということではないわけです。ここで地元の住民が声を挙げて要請していかないと、県は経費削減のためにどんどんこういうのを常態化していくということは考えられるわけです。

この撤去の費用を浮かせるために、その犠牲になる人命、どちらが大事なのかということもいつも考えるわけです。人1人亡くなれば大変なことになります。幾らぐらい経費がかかるのかわかりませんが、これについても課長に対して撤去費用、幾らかかるのか、県に問いただしてほしいということをおっしゃいましたが、それについてもまだ、いまだそのままでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） まず、最初の問題ですけれども、坂本議員はバイパスの防雪柵全部下げろ、それで要望せいというお話の内容でしょうか。結局、今柱、支柱が残っているところ……。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 議員おっしゃる内容は、全部収納せいということでありますので、県のほうにこの旨、要望したいと思っております。

あと、次の建て込み収納の費用の関係であります。これはちょっと平成26年度と28年度の対比になります。あと、概算になります。青森市から外ヶ浜までの間、26年度、約3,060万円です。28年度というのはこれからの話だと思いますけれども、2,600万円ということで、約460万円ぐらい経費が浮くというか、単純に単価とかは違いますけれども、そのような金額になっております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今課長から、約500万円ほどですか、の経費削減と。先ほどから言っているように、人命が亡くなると、1億、2億の世界です。このぐらいの経費を削減するために事故を誘発するような政策は、県にとっても何のためにもならないと思います。地元から強い要望を出していかないといけないので、これはぜひお願いをしたいと思います。この件についてはこれで終わります。

次に、職員の不祥事のことについてお聞きいたします。新聞報道、テレビ等で知ったわけですが、村の一職員が飲酒運転で逮捕されたというニュースが伝わり、衝撃を受けました。7月に懲戒処分ということでされております。そして、きょうの質問は、その処分のことについてお聞きいたします。

村の例規集の中に、蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例という部分があるわけですが、そして、その次には懲戒処分の基準に関する要綱ということが書かれてあります。この要綱の第6条というところがあります。

これを読み上げますと、このように書かれています。職員の懲戒処分等を行った場合において、当該職員を指揮監督する者、以下監督者という、が次のいずれかに該当するときは、当該監督者に対しても懲戒処分等を行うものとする。そして、（1）として、当該職員の非行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠蔽し、またはこれを黙認した場合。2つ目が、所属職員が懲戒処分等を受けることとなる非行為に関し、指揮監督に適正を欠いていた場合とあるわけですが、（1）の事実隠蔽ということになれば、もうこれは言語道断で処分の対象は免れないわけですが、問題は2番目の指揮監督に適正を欠いていた場合というふうに条項があるわけですが。

そこで、質問いたしますが、これは大変曖昧な感じで、私もこれがこうだということはいえないわけで、適正を欠いていたというと、何がどういうふうに適正を欠いていたということになるとわかりません。ただ、飲酒運転で逮捕されて懲戒処分を受けました。そして、村のこの同じ例規集の中に、交通違反のことが書かれていたわけですが。私たち

も余りこういうのは見たことがないわけです。彼の場合は酒気帯び運転で逮捕されました。そうしますと、懲戒処分に値するのは、戒告または減給1カ月から3カ月というふうになっているわけです。飲酒運転で免職になるということは書いてありません。飲酒運転で免職になる場合は、これは当て逃げ、ひき逃げの人身事故を起こした場合は、停職5カ月から6カ月または免職というふうになっているわけで、彼の場合は事故を起こしたわけでも、ひき逃げしたわけでもないの、これには該当しないわけです。ただし、酒酔い運転の場合は免職というふうになっています。

そこで、彼が無免許だということが、7月21日の東奥日報に書かれていました。そして、この新聞記事によりますと、7月20日、捜査関係者への取材でわかったのが、無免許の疑いがあるということがあったわけです。そして、無免許の場合はどういうふうになるかという、もう交通違反を起こしただけで免職と。事故を起こさなくても、とにかく無免許の場合は文句なしの免職というふうになっていたわけです。

そこで問題になるのが、彼が6年もの間、免許更新をしていなかったということで、無免許で逮捕されたということであるわけで、この6年間という長い期間が問題になるわけです。ですから、この彼の上司が誰なのか、私はわかりません。班長なのか、課長なのか、役場の機構で誰なのかわかりませんが、6年間も無免許運転を見逃してきたというのは、やはり上司の責任が問われるというふうに私は感じるわけで、これは村民の皆さんからも言われていることでありまして、甚だ私も人を裁くとか、そういうことは好きではないので、気持ちもよいことではありません。しかし、こういう条例集に書かれているということもありますので、一応村長は対応を間違わないようにしなければならないというふうに考えます。この6年間もの長い間、無免許を見逃してきたということが大問題ということになるわけです。ただ通勤に使っているだけではなくて、公用車を日常的に運転していたということが問題にもなります。

私は以前、数年前、役場の職員がトラクターで農道の草刈りをしていました。そのときに、もっと運転手に、もっと若い人にやらせたらどうですかと言いました。そうしたら、彼は、いや、大型トラクターの免許を持っている人が余りいないので、私がやらざるを得なかったということを書いていました。ということは、大型トラクターですから大特免許が必要なわけです。役場には若い人たちがそういう大特免許を持っている人がほとんどいなかったということなのです。ということは、免許証を確認しているということにもなるわけですね。ですから、一般のスクールバスとか、お客を乗せるコ

コミュニティーバスの運転手なんかは、必ず採用するときは免許証の確認をしていると思います。公用車といえども、他人を乗せることもあるので、免許証の確認というのは常時行われていなければならなかったと。そうしていなかったために、こういう今回の事件が発生したわけです。そのことについて、村長の見解を伺いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もただいま質問の内容を聞いていまして、村民の皆さんからささやかれているように、その上司の責任が問われるのではないかということについて、まず1つは答えたいと思います。

議員ご指摘のとおり、現在私たちが持っている例規集の中では、この免許証を確認するということが職務、どの職務の中にもありませんし、職員の服務規則の中にも、これを提示しなければならないという規定はございません。規定がないから、それじゃあそれで責任がないのかと言われますと、私はそうじゃないと。やはり管理監督責任というのは村自体にあるだろうということになります。

それでは、その責任を今わかったから、そのわかった時点での人がとるのかという問題が第一に起こってまいります。それじゃあ6年前に、例えばその失効しているのに、じゃあ6年前の人は何も無責任ですかということになれば、これもまた非常に不合理な話になります。

さらには、もっと私考えてみますのは、じゃあその前に切れてしまって知らないふりして乗っている人もあったかもしれない。じゃあそういう場合はどういう、誰が責任をとるのですかということを考えざるを得ない。とすれば、話を複雑にして済みませんけれども、現在の方が責任をとる、発覚したからとるということでは、私はいけないと。

もう一つは、職員を処分する場合には、処分の事由というのがなければいけません。地方公務員法もしかりですし、村の条例、処分に関する条例もしかりであります。処分の事由というのは明確でないと、これはやれません。逆に村側が処分に対して不当だということで訴えられることにもなります。

私は上司の責任、公用車を運転するので、やはりその管理監督責任は伴うのだけれども、上司の責任だというふうに言われた場合、そこに職務もない、あるいは例えば決まったものがないという場合には、私は処分の対象にはしないという方針であります。ただ、村長として、村の代表として、私はただ謝るしかないだろうというのが自分の判断でございました。責任を逃れるということよりも、まずどこに責任があるのかというの

を明確にできないというのが、私の判断の根拠でございます。

今後こういうことがないように、きちんと条例、例規に、個人の服務規則の中にも、それからあるいはその業務分担の中にも、そういうのを4月1日にやること、あるいは免許証の更新が入った場合は、そのコピーなりを差しかえること、これらを義務づけた上でないと、これは処分も何もできないだろうというふうに思います。

これは余り言い方はよろしくないですけども、そういう不祥事を起こした職員の責任を、要するに優秀な管理職員が常に責任をとっていれば、これは大変な事態なことではございまして、村のこれまでのやはり管理不足だということで、私は思っておりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この事件を契機に、職員の免許証のコピーを提出させているという話を聞きましたけれども、これはやはり村長はある程度責任を感じて、事故再発防止のために行っているわけで、そういう規定は何もないのに、コピーの提出をさせているということになるわけですね。ですから、今村長が言っていることはわからないわけではないのですが、あなたがやっていることは、そういう自分で言ったことに対して矛盾はあるわけですよ。何の決まりもないのに、職員の免許証のコピーを提出させるということはどういうことなのかということになっちゃうわけですね。

ですから、その辺を考えると、この中に書かれている、適正を欠くということの解釈の問題です。村長が今言ったように、全ての部下の処分を上司が受けてはたまらないという話がありましたけれども、やはり怠っていたという部分については、これは認めざるを得ないのではないかと思うわけです。

もう一つ、ついでにお聞きしますけれども、公用車、バスとか、そういうスクールバスとか、臨時の運転手も含めて、こういう方も免許証の提示は一切求めているのか、お聞きします。いなかったのか、お聞きします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も以前に聞いたことがあります。一般職員については、運転を業務とする職務ではないということから、今まで免許証を確認するという作業はしてきませんでした。もう一つは、運転手、いわゆるスクールバスだとか、コミュニティーバスだとか、そういったものについては、全て1年に1回必ず見ていると、確認しているということでもあります。



それから、もう一つお聞きになったのが、適正を欠くと、怠っていたということであればということですが、そういうふうに、まさに私たちが想定しなかった、その免許証の失効をしたのを私たちに全然教えないというのは、私に言わせればです、村長として言わせれば、詐欺行為だと。あるようなふりをして運転をしていたということになれば、いわゆる交通に関する法令もそうですけれども、私たちに対しても詐欺行為をしていたように私は感じてしようがありません。でも、それは私たちが民事裁判でも何でもやるような事例でもございませんので、それについては不問にすることにしても、上司がそれを怠っていたということになれば、どこに適正を欠くのか、ここについて私はちょっと質問に対しては反対だというふうに言っておきます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） そのスクールバスとか、業務用のバスの運転手の免許証の提示というのは、規定で書かれている、文書で書かれていることなのですか。

○議長（藤田修一君） 豊君、今この質問で3回目になりますので、含めてもう一つ質問するのであれば。（「あと聞かない」の声あり）いいですか。じゃあ村長、お願いします。

○村長（久慈修一君） 運転手の場合は、自分たちの職務の中にきちんとバスの運転に関すること、あるいはバスの運行に関すること、それらが全て載ってございます。例規集を見ていただければわかります。ですので、それに伴って必ず運転免許証の確認というのは伴うわけでございますので、一般の人との違いはそこにあるというふうなことでございます。

○5番（坂本 豊君） わかりました。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時41分 散会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員